

産業疲弊地における政府関係機関による産業振興政策の日英間の相違についての一考察
ー地域振興整備公団とトラフォードパーク都市開発公社の場合ー

A Study on Comparison of Industrial Development Policy of Government Related Organization in Japan and UK.
-In Case of Japan Regional Development Corporation and Trafford Park Development Corporation-

岩本 直

Naoshi Iwamoto

1. 研究の背景と目的

日本と英国は工業国としての発展期においてその中心的役割を果たした地域の一部が現在は産業疲弊地域として不況地域に陥り、この区域の活力ある産業の再生に向けて中央政府による産業振興政策が行われている。本論文では考察対象地域を日本は北九州市周辺、英国はマンチェスター市周辺を対象として行い北九州市周辺は地域振興整備公団、マンチェスター市周辺はトラフォードパーク都市開発公社と両地域は中央政府の全額出資により設立された政府関連機関を通じて中央政府による産業政策が遂行されていることに共通点がある。本論文では両機関の事業内容の比較検討を行い、両機関の産業疲弊地域への産業振興政策の特徴を把握することを目的とし考察を行う。

2. 考察地域の背景

(1) 北九州市周辺の経緯

北九州市の工業は1901年の官営八幡製鉄所の立地から始まる。後背地にあたる筑豊炭田とともに日本を代表する工業地帯となったが1960年代以降は構造不況、エネルギー革命により大きく衰退した。考察対象区域は北九州市及び直方市、田川市等を含む30市町村の面積1253k㎡、人口148万人の区域とした。

(2) マンチェスター市周辺の経緯

*キーワーズ: 地域計画、産業立地

*正員、学修、地域振興整備公団鳥取都市開発事務所 鳥取市川端1-108(TEL 0857-27-8511 FAX 0857-27-8512)

マンチェスター市は19世紀初頭より始まった産業革命の中心地として羊毛工業を中心に後背地のランカシャー炭田を背景に製鉄、機械、石油等の産業が立地し英国を代表する工業地帯として発展したが、第2次世界大戦後は構造不況、エネルギー革命等により大きく衰退した。考察対象区域は以前のグレイターマンチェスターの区域とし、面積1268k㎡、人口257万人の区域とした。

3. 両機関の組織概要

(1) 地域振興整備公団(以下、JC)

設立は1961年公布の産業地域振興臨時措置法(以下、産炭法)に基づき1962年に設立された産業地域振興事業団が前身。所管官庁は国土庁、通産省、建設省。業務内容は産業政策に係る部分においては前述の産炭法、1972年公布の工業再配置促進法(工配法)、1988年公布の地域産業の高度化に寄与する特定事業集積に関する法律(以下、頭脳立地法)、1992年公布の地方拠点都市の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律(以下、拠点法)に基づき工業用地、産業用地の造成及び企業誘致、企業の産業高度化の支援等を行っている。組織定員は760名で本部を東京に置き、全国32カ所に事務所を設置している。なお、産炭地域振興臨時措置法は2001年に失効することが決定している。

(2) トラフォードパーク都市開発公社(以下、TC)

設立は1980年公布の地方自治土地計画法に基づき1987年に6番目の都市開発公社として設立された。所管官庁は環境省。業務内容は同法に基づき他の都市開発公社と同様に指定区域内の土地を取得し造成を行い企業誘致を行う。また、事業区域内の緑

表1 両機関の主要業務比較表

	地域振興整備公団(JC)	トラフォードパーク都市開発公社(TC)
事業認可 及び計画	・地方自治体からの申請が必要 ・地方自治体と共同で計画策定	・中央政府独自で決定 ・TC主導で計画策定可能
用地買収	・地方自治体による代行取得 ・強制買収権なし	・都市開発公社自らが行う ・強制買収権有り
企業支援	・産官学共同研究機構設立に 出資 ・企業活動支援に係る融資	・産官学共同研究機構、企業経営戦略提 案等の各活動に主導的参加
人材支援	・業務を行っていない	・自らが職業訓練活動、職業斡旋活動、 雇用優遇助成金交付等の活動を行う

地整備等の環境整備、事業区域周辺の地域の雇用政策に係るものも行っている。組織定員は59名である。なお、TCは事業目的をおおよそ達成したということで1998年に解散が決定している。

4. 両機関の事業概要

(1) 事業区域選定

JCは考察対象区域においては、産炭法及び工配法の指定地域であり、これらの法による工業団地造成を行っている。JCは工業団地の造成に地方自治体からの要請が必要であり、その後所管省庁の認可を受け造成を行っている。これまで、工業団地は計879ha造成している。

TCは考察対象区域においては、地方自治都市計画法に基づき中央政府が都市開発区域を選定し、その開発事業主体としてTCが設立されている。TCの場合、マンチェスター市西郊外に位置するのトラフォードパーク(1146ha)とアイラン(121ha)の2カ所の計1267haが事業区域として指定され、事業を行っている。

(2) 事業区域の用地取得、計画、造成、譲渡関連

事業区域の用地取得はJCが地方自治体による代

行取得を行い強制買収権を持たないのに対し、TCは自ら用地買収を行い強制買収権を持っている。

事業区域の土地利用計画に関する部分はJCが地方自治体と共同で計画決定していくのに比べTCは地方自治体と合意がなくても独自で決定ができる。土地利用計画の内容についてはJCの1960年代の頃に造成した工業団地は面積も小さいため緑地帯も小さく、工業団地内の就労者に対する利便施設用地もないものがほとんどである。また、JCは工業用水の整備も行いJCが造成した工業団地のみならず他団体が造成した工業団地にも工業用水の供給、管理を行っている。なお、近年、JCが造成した工業団地は緑地帯も充実し、利便施設用地を持つ工業団地が増加している。TCは事業区域に從來から緑地が少なかったため緩衝緑地や緑地公園の整備等、緑地の増加を行っている。特に緑地公園周辺にはサイクリング道路の整備等も行い、周辺住民の余暇活動にも利用できるものを整備している。また、事業区域のトラフォードパークについては特に区域内に重点整備箇所を3カ所定め、工業団地内の就労者に対する利便施設の整備、水辺空間を生かした事務所立地、ベンチャー企業の支援とそれぞれ違った目的を持った整備を行い単なる製造業の集積にとどまらない整備を行っている。また、トラム(マンチェスター広域交通局運営の併用軌

道交通)のトラフォードパークへの乗り入れ、事業区域内道路の整備及び周辺高速道路とのアクセス道路整備もTCが主体となり地元公共団体等との連携を行い整備が行われている。

造成した用地の譲渡はJCが日本全国にある事務所網を用いて企業を誘致し譲渡を行っているのに対し、TCは他地域に事務所を持たないため政府と地元の民間によって設立された北西イングランド投資誘致事務所と連携して英国内外からの企業誘致を行っている。

(3) 企業支援

事業区域内外に立地する予定または立地している企業への両機関による支援策についてはJCの場合、頭脳立地法に基づき企業活動の研究開発機能の強化、いわゆる産業高度化を支援する施設の設立にJCは出資を行っている。北九州市周辺は頭脳立地法に指定され産官民の出資により北九州テクノセンターが設立されておりJCも出資を行っている。この施設は北九州市周辺企業の産業高度化を支援する中核施設として周辺企業の研究開発、技術交流を目的として設立されている。また、JCは産炭法、工配法に基づき条件を満たす企業には企業活動を援助する融資も行っている。TCはJCの産業高度化と同様の機関としてマンチェスター産学研究機構がTC主導で設立されている。この機構は北九州テクノセンターに比べ地元大学が研究開発の中心に位置づけられている。また、事業区域内に立地している企業が構成メンバーで地域の産業政策を提案する委員会もTCの主導で設立されている。他に企業に対し地域の経済状況に根ざした経営戦略の提案もTCは行っているがJCのように融資業務は行っていない。

(4) 人材支援

この場合の人材支援とは地域住民への職業訓練活動、職業斡旋、雇用助成金等の活動を指す。JCはこの分野についての業務は行っておらず日本での職業訓練活動は労働福祉事業団による雇用促進事業センター、職業斡旋は労働省の公共職業安定所または民間、雇用助成金は労働省による地域雇用開発助成金と主に労働省の事業分野となっている。TCは自らが職業訓練活動、職業斡旋事業、雇用助成金の交付を

行っており、雇用助成金では黒人等のマイノリティー層の雇用促進を目的とした日本では存在しないものがある。また、TCは事業区域周辺の小、中、職業校には産業技術関連の広報誌も作成し無料配布を行い青少年の産業への関心を高める活動も行っている。

5. 結論

これまでの4項目に分類し、JCとTCの全業務について比較を行ってきたが大きな特徴として以下の3点に集約できる。

第1に事業区域に係る用地取得、計画の遂行の業務はJCの方が地方自治体との連携が必要な部分が多い点である。TCは地方自治体に関与せず決定できる権限がJCより多いが、そもそも都市開発公社の設立趣旨がサッチャー政権による地方自治体を排除した地域政策の遂行を目的としたものを考えれば当然の内容といえる。

第2に企業支援業務ではTCが経営活動等直接的に提案及び活動を行っているのに対しJCは事業活動を補助する融資や出資と間接的な業務にとどまっている点である。

第3にTCは産業政策実施機関だけではなく地域の雇用政策実施機関として機能している点である。JCはこの分野の業務は行っていない。これは英国の産業政策がもともと雇用政策が発端になっていることを考えれば理解できる点であるが、TCの方がJCに比べ広い範囲の政策実施機関として機能していると言える。

参考文献

- 1) 高寄省三:「現代イギリスの都市政策」,勁草書房, p103~p105,1996.
- 2) Trafford Park Development Corporation:「Strategy」, p2~p23,1995.